

東秩父村住宅用防犯対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東秩父村防犯推進条例(平成16年条例第10号)の規定に基づき、村内における犯罪を起こさせにくい地域社会を実現することに寄与し、及び物価高騰の影響を受けた者への費用負担軽減のため、自らが住む住宅において防犯対策を行った者に対し、予算の範囲内において東秩父村住宅用防犯対策補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 自宅撮影を目的とした防犯カメラをいう。
- (2) 屋外人感センサーライト 屋外に設置する人感センサーライトをいう。
- (3) モニター付きインターホン 訪問者の姿を画像で確認できる機能の付いたインターホンをいう。
- (4) センサーアラーム 窓および敷地内へ設置する熱、光、振動等を感知して自動で警告音が鳴るアラームをいう。
- (5) 防犯フィルム 窓に取り付けて防犯性を高めるフィルムをいう。
- (6) 防犯錠 玄関および窓へ設置する防犯性を高める錠をいう。
- (7) 防犯砂利 宅地内の屋外に散布する防犯性を高める砂利をいう。
- (8) 面格子 自宅窓へ設置する面格子をいう。
- (9) 詐欺被害防止電話機器 警告メッセージ・自動通話録音機能がついた詐欺被害防止電話機器をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により、東秩父村の住民基本台帳に記録されている者であること。
- (2) 次条各号に掲げる補助対象事業を行った者であること。
- (3) 同一世帯内に村税等を滞納している者がいないこと。
- (4) 同一世帯内に東秩父村暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 住宅の売買を目的として補助対象事業を行う者でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金交付の対象となる事業は、現に居住する住宅で行う、次に掲げる防犯対策とする。

- (1) 自宅撮影を目的とした防犯カメラの購入及び設置

- (2) 屋外人感センサーライトの購入及び設置
- (3) モニター付きインターホンの購入及び設置
- (4) センサーアラームの購入及び設置
- (5) 防犯フィルム of 購入及び設置
- (6) 防犯錠の購入及び設置
- (7) 防犯砂利の購入及び設置
- (8) 面格子の購入及び設置
- (9) 詐欺被害防止電話機器の購入及び設置
- (10) その他村長が認める防犯対策事業
(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、前条各号に規定する防犯対策の購入及び設置に要する費用(消費税及び地方消費税を含む。)とする。ただし、配送料、手数料その他用品に係る費用を除くものとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、20,000円を限度とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

- 2 補助金の交付は、1つの住宅につき1回を限度とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、同一敷地内に複数の住宅が存する場合においては、当該敷地に対して1回とする。ただし、住宅の使用者が異なるときの補助金の交付回数は、使用者ごとにそれぞれ1回とする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、二世帯住宅(各世帯専用の玄関、台所、トイレ等を有し、それぞれの世帯で独立した生活が可能であるものをいう。)に対する補助金の交付回数は、世帯ごとにそれぞれ1回とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和8年10月1日以降に第4条各号に規定する防犯対策を購入し、及び設置した日から令和9年2月末日までに東秩父村防犯対策補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 第4条各号に規定する防犯対策の購入、設置に係る領収書の原本、その他の書類
(購入日又は設置日、購入した業者名又は設置した業者名、領収金額、購入品名又は設置工事の内容、購入者名が確認できるもの)
- (2) 補助対象事業の内容が分かる写真
- (3) 住宅を使用していることを証する書類(自己が所有していない住宅の使用者の場合)
- (4) その他村長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定等)

第8条 村長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、東秩父村住宅用防犯対策補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた者は、東秩父村住宅用防犯対策補助金交付請求書(様式第3号)を提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 村長は、前条第2項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 村長は、第8条第1項の規定による通知を受けた者が偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

2 村長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合は、東秩父村住宅用防犯対策補助金交付決定取消通知書(様式第4号)により申請者に対し通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 村長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、申請者に対し東秩父村住宅用防犯対策補助金返還請求書(様式第5号)により期限を定めて返還させることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。